



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 平 田 機 工 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平田 雄一郎
(コード番号：6258)
問合せ先 執行役員 経理部長 藤本 靖博
兼 IR・広報担当
(電話 096-272-5558)
(URL <http://www.hirata.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 64 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を本定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として導入することを決定しました。つきましては、株主の皆様が法的に明確な形で反映されるように、買収防衛策の導入、変更、継続及び廃止については株主総会の決議によって定めることができるように、定款第 17 条第 1 項を新設するものであります。

更に、会社法第 278 条第 3 項本文においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項の決定ができるとされていますが、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議による他、株主の皆様に基づいて行うことが望ましいと考え、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定する、または、株主総会で新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことも可能となるように、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、新設する定款第 17 条第 2 項にあわせて規定するものであります。

- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されましたので~~、新たに責任限定契約を締結できる業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第28条(損害賠償責任の一部免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第17条(株主総会の決議事項)</u></p> <p><u>当社は株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者による買収に対する買収防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は当該買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。</u></p>
第17条から第27条(条文省略)	第18条から第28条(現行どおり)
<p>第28条(損害賠償責任の一部免除)(省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>	<p>第29条(損害賠償責任の一部免除)(省略)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役および会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p>
第29条～第32条(条文省略)	第30条～第33条(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月24日(水曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月24日(水曜日)

以上